

「しんきん電子記録債権システム」ご操作上の留意事項について

日頃は、当金庫の「シティ信金でんさいサービス」をご利用いただき、ありがとうございます。

このたび、「シティ信金でんさいサービス」でご利用いただきます「しんきん電子記録債権システム」ご操作上の留意事項について、下記のとおりとりまとめましたので、ご確認のうえ、当該システムのご利用をお願いいたします。

記

1. 分割譲渡予約請求について

(1) 分割譲渡予約請求の順番

1つの「でんさい」について、分割譲渡予約請求を複数回行う場合は、分割譲渡予約日の期近な分割譲渡予約請求から行う必要があります。

万一、期先の分割譲渡予約請求を先に行った場合、期近の分割譲渡予約請求を行うためには、先に行った期先の分割譲渡予約請求の取り消し後に行う必要があります。なお、上記の理由で取り消した場合であっても、取り消された分割譲渡予約請求にかかる手数料は必要となります。

<ケース1 正しい分割譲渡予約請求の順番>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
① 4日付 分割譲渡予約請求			○			
② 6日付 分割譲渡予約請求					○	
③ 7日付 分割譲渡予約請求						○

※ ①、②、③の順番（譲渡予約日が期近な順番）で分割譲渡予約請求を行う必要があります。

<ケース2 誤った分割譲渡予約請求の順番>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
③ 7日付 分割譲渡予約請求						○
① 4日付 分割譲渡予約請求			×			
② 6日付 分割譲渡予約請求					×	

※ ③の分割譲渡予約請求を一番先に行った場合、①および②の分割譲渡予約請求はできませんので、③の分割譲渡予約請求の取り消し後、<ケース1>の順番（譲渡予約日が期近な順番）で分割譲渡予約請求を行う必要があります。

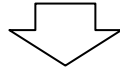
※ ③の分割譲渡予約請求を取り消した場合であっても、分割譲渡手数料は必要となります。

(2) 分割譲渡予約請求と譲渡予約請求

1つの「でんさい」について、分割譲渡予約請求を複数回行い、最終的な残債全て譲渡予約請求する場合、最後の記録請求は分割譲渡予約請求ではなく、譲渡予約請求(全額)を行う必要があります。

(例) 100万円の「でんさい」を、A社、B社、C社に分割譲渡予約を行う場合

- ① A社に6日付で、50万円の譲渡
- ② B社に4日付で、30万円の譲渡
- ③ C社に7日付で、20万円の譲渡



- ① - ②分割譲渡 (30万円) 予約請求 (譲渡予約日 = 4日)
- ② - ①分割譲渡 (50万円) 予約請求 (譲渡予約日 = 6日)
- ③ - ③譲渡 (全額) 予約請求 (譲渡予約日 = 7日)

<ケース3 正しい分割譲渡予約請求の仕方>

日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
①	4日付	分割譲渡予約請求 (30万円)					
②	6日付	分割譲渡予約請求 (50万円)					
③	7日付	譲渡予約請求 (金額指定無)					

※ ③については、残債全てを譲渡するため、譲渡予約請求を行う必要があります。

<ケース4 誤った分割譲渡予約請求の仕方>

日	月	火	水	木	金	土	
1	2	3	4	5	6	7	
①	4日付	分割譲渡予約請求 (30万円)					
②	6日付	分割譲渡予約請求 (50万円)					
③	7日付	分割譲渡予約請求 (20万円)					

※ ③については、20万円を指定した分割譲渡予約請求を行った場合、エラーとなります。

(3) 分割譲渡予約請求の取り消し

1つの「でんさい」について、分割譲渡予約請求を複数回行った場合で、先行して行った分割譲渡記録請求を取り消す必要がある場合は、期先の分割譲渡記録請求から取り消す必要があります。

なお、上記の理由で取り消した場合であっても、取り消された分割譲渡記録請求にかかる手数料は必要となります。

<ケース5 取り消し前の分割譲渡予約請求>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
① 4日付 分割譲渡予約請求 (20万円)			○			
② 6日付 分割譲渡予約請求 (50万円)					○	

※ ①の分割譲渡予約請求を取り消すためには、<ケース6>のとおり、②の分割譲渡予約請求の取り消し後に、①の分割譲渡予約請求を取り消す必要があります。

<ケース6 正しい分割譲渡予約請求の取り消しの順番>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
② 6日付 分割譲渡予約請求 (50万円) (取り消し1)					→	
① 4日付 分割譲渡予約請求 (20万円) (取り消し2)						

2. 融資（割引）申込について

(1) 融資（割引）申込中の「でんさい」

融資（割引）申込された「でんさい」は、一部金額での融資（割引）申込であっても、当金庫が「当金庫あての譲渡」または「お客さまに返却」するまでの間、融資（割引）申込中の「でんさい」にかかる記録請求は、できなくなります。

なお、当金庫が「当金庫あての譲渡」を行った場合は、譲渡（分割譲渡）にかかる手数料は必要となりますが、「お客さまに返却」した場合の手数料は必要ありません。

<ケース7 正しい同一でんさいを利用した融資（割引）申込と分割譲渡予約請求の組み合わせ>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
① 4日希望日 分割融資（割引）申込			○			
					② 7日付 分割譲渡予約請求	

※ ②については、①の融資（割引）申込による、当金庫あての分割譲渡またはお客さまへの返却がされてから、後続のお取引が可能となります。

<ケース8 誤った同一でんさいを利用した融資（割引）申込と分割譲渡予約請求の組み合わせ>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
① 4日希望日 分割融資（割引）申込			○			
					② 7日付 分割譲渡予約請求	

※ ②については、①の融資（割引）申込による、当金庫あての分割譲渡またはお客さまへの返却がされるまで、当該「でんさい」での取引が不可となります。

(2) 譲渡（分割譲渡）予約請求と融資（割引）申込

一旦、譲渡（分割譲渡）予約請求された「でんさい」は、譲渡（分割譲渡）予約請求を取り消した場合であっても、譲渡予約日が到来するまで、融資（割引）申込を行うことはできません。

当該「でんさい」について、融資（割引）申込を行う場合は、譲渡予約日以降に申し込みいただく必要があります。

<ケース9 正しい分割譲渡予約請求の取り消しと融資（割引）申込の組み合わせ>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
① 4日付 分割譲渡予約請求 (取消済み)				② 7日希望日 分割融資 (割引) 申込		

※ ②の分割譲渡予約請求を取り消し済みであっても、譲渡予約日以降に融資（割引）申込を行う必要があります。

<ケース10 誤った分割譲渡予約請求の取り消しと融資（割引）申込の組み合わせ>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
① 4日付 分割譲渡予約請求 (取消済み)				② 7日希望日 分割融資 (割引) 申込		

※ ②の分割譲渡予約請求を取り消し済みであっても、譲渡予約日以前に融資（割引）申込を行うことはできません。

3. 指定許可機能の利用につきまして

指定許可機能とは、「でんさい」でのお取引先を事前に登録し、「でんさい」を利用するお取引先を限定する機能をいいます。

当該機能をお客さままたは、お取引先が利用している場合は、次の点に注意が必要となります。

(1) お客さまが、指定許可利用を利用している場合

お客さまは、お取引先を指定許可先として、事前に登録しておく必要があります。

なお、お取引先を指定許可先として事前に登録していない場合は、お取引先側で各種記録請求はエラーとなります。

(2) お取引先が、指定許可機能を利用している場合

お取引先は、お客さまを指定許可先として、事前に登録していない場合は、お客さまの各種記録請求はエラーとなりますので、事前に指定許可先としての登録をしていただくようご連絡願います。

なお、エラーとなった当該請求にかかる手数料は必要となります。

以上